

奈良県告示第三百九十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和六年三月二十二日

奈良県知事 山下 真

指定医療機関 の名称又は氏 名	指定医療機関の 所在地又は住所	変 更 事 項		変更年月日
		旧	新	
リハビリ訪問 看護ステーシ ョンルピナス 郡山	大和郡山市小泉 町五五三―五 リバーフィール ド二〇五	大和郡山市小泉 町五五三―五 リバーフィール ド二〇五	大和郡山市小泉 町五二二―四 コート・コスモ 二〇一	令和六年二月 一日
訪問看護ステ ーション花 花	葛城市今在家二 九一―二 平屋 東号	葛城市今在家二 九一―二 平屋 東号	葛城市長尾九三	令和六年二月 一日